アライグマの生態

生　息	都市部から郊外まで幅広く生息することができます。 中でも水辺環境（河川、池の周辺）を好みます。 人気のない建物（廃屋、神社など）をすみかにすることがあります。
食　性	雑食性です。生ごみをあさることもあります。 植物：木の実 果樹、農作物 動物：昆虫類、魚類、両生類、鳥類、小型哺乳類
繁　殖	高い繁殖能力があります。 メスは生後１年で出産できるようになります。 年１回出産し、１回に平均３～５頭の子どもを産みます。
行　動	主に夜間に行動します。 手先が器用です。
身体的特徴	体重：２～10数kg　体長（頭胴長）：40～60cm 他の動物との見分け方：尾に縞模様があります。

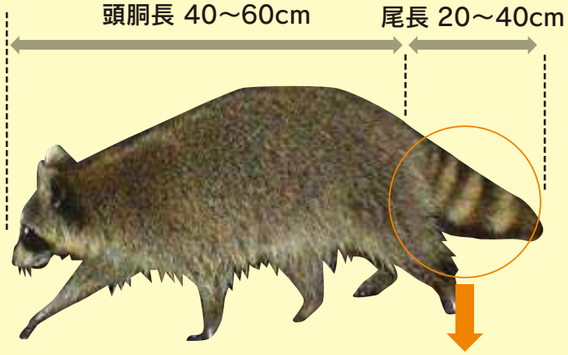

足の裏

〈前足〉

〈後足〉

足　跡

子どもの手のひらに
似ています

尾

５～６本のしま模様

※アライグマに似ている動物（アナグマ、タヌキなど）には尾にしま模様がありません。

アライグマに似ている動物　環境対策課では捕獲できません。

アナグマ

タヌキ

ハクビシン

※大分県では確認されていません。

引用：農林水産省 野生鳥獣被害防止マニュアル、環境省、大分県森林づくりボランティア支援センター

特定外来生物

アライグマによる被害を防止しましょう!!

北アメリカからペットとして日本に持ち込まれたアライグマ。
遺棄や逃亡したものが野生化、繁殖し、大分市でも生息域が拡大しています。
それにともない、生態系や人間の生活環境、農林水産業にひろく被害を引き起こしているため、被害防止や捕獲など、早急な対応が必要です。
大分市では、**「大分市アライグマ防除実施計画」**を策定し、アライグマの防除（捕獲など）に取り組んでいます。

アライグマの情報をお知らせください!

連絡先

大分市環境対策課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電話：097-537-5758（直通）
E-mail：kankyotai5@city.oita.oita.jp

大分市ホームページ
「アライグマ」

大分市内のアライグマの捕獲状況

平成21年度当初、アライグマの捕獲頭数は少なく、捕獲地域も限られていましたが、10年あまりで捕獲頭数、捕獲地域とも急激に増加、拡大しています。

そして、令和２年度には市内全地域でアライグマが確認され、捕獲頭数も過去最高になりました。

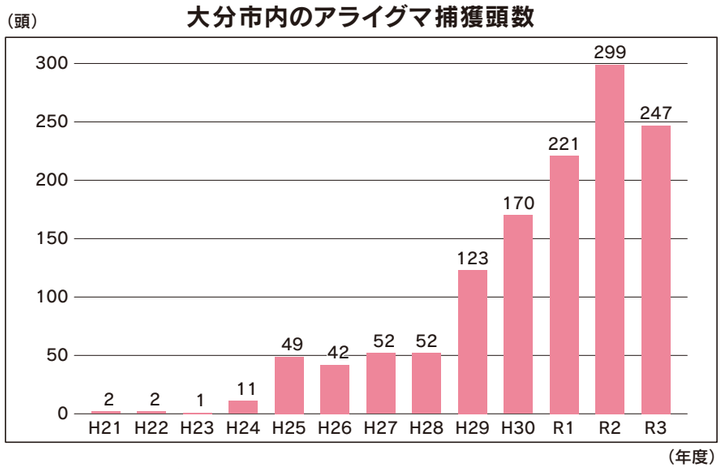

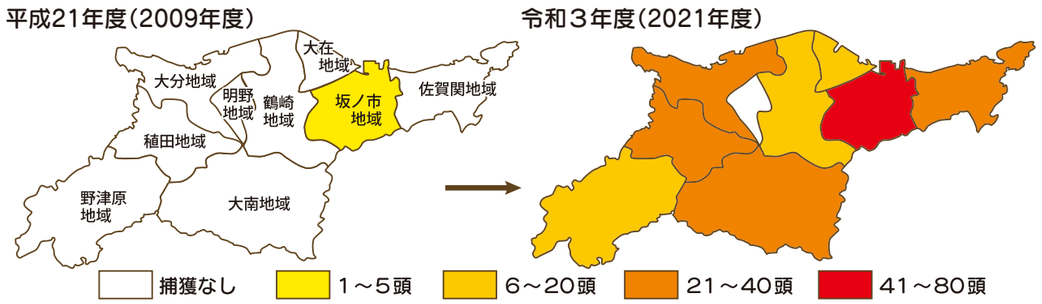

アライグマによる被害

生態系被害	●在来種（アナグマ、タヌキなど）の生息場所や餌を奪う。 ●希少種（オオイタサンショウウオ、ニホンイシガメなど）を食べる。
生活環境被害	●人家の屋根裏や廃屋に侵入し住み着く。 ●神社仏閣などを傷つける。 ●人と動物の共通感染症（重症熱性血小板減少症候群 SFTSなど）を運ぶ。
農林水産業被害	●甘い果樹や農作物（柿、スイカなど）を食べる。 ●鶏を食べる。乳牛を襲う。養殖場の魚を食べる。

【アライグマによる被害例】アライグマは両手を使い、果樹や農作物を器用に食べます。

ミカン
皮をむいて食べます。

スイカ
丸い穴を開け、中をくりぬいて食べます。

トウモロコシ
まわりの皮をむいて食べます。

被害対策

1 餌付けの禁止・誘引物の除去

- アライグマに限らず、野生動物に餌を与えることはやめましょう。
  繰り返し出てくるようになり、人なれが進んで被害が増えます。
  繁殖率も上がり、生息範囲の拡大につながります。
- 庭、畑、山の果樹・農作物は、取り残しなく収穫し、周辺に廃棄しないようにしましょう。
  収穫しない果樹・農作物を放置しておくことは、餌付けと同じことになります。

2 民家侵入防止

- アライグマの侵入経路になりうる建物の隙間をできるだけ塞ぎましょう。
  メスのアライグマが、4月～6月上旬に屋根裏で出産・子育てをする場合があります。

3 捕獲 アライグマの捕獲には、2通りの方法があります。

方法１ 環境対策課に捕獲・処分を依頼する場合

環境対策課（電話：097-537-5758）までご連絡ください。

方法２ 相談者自身で捕獲する場合

※ 捕獲には「捕獲許可（ほかくきょか）」が必要です。
※ 環境対策課の所有するわなでは、アライグマしか捕獲できません。
　誤って「アナグマ」「タヌキ」などが捕まった場合は、逃がします。
※ アライグマの「飼育」「運搬」等は、外来生物法で原則禁止されており、違反すると罰則があります。